

## 社会福祉法人清光会役員等報酬規程

### (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 清光会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

### (費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

#### (1) 理事会及び評議員会等に出席した場合の費用弁償

|      |        |
|------|--------|
| 高崎市内 | 3,000円 |
| その他  | 3,000円 |

#### (2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償

|      |        |
|------|--------|
| 高崎市内 | 3,000円 |
| その他  | 3,000円 |

### (改 廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

### 附 則

1. この規則は、令和2年4月1日から施行する。